

徳島県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所等又は介護施設等（以下「介護事業所等」という。）に対する支援及び厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための介護保険施設又は老人福祉施設（以下「介護施設等」という。）に対する緊急的な支援として介護事業所等及び介護施設等を運営又は開設する法人等が行う食料品等の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で、交付対象となる法人等に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、徳島県内に所在する事業者であって、別表1に掲げる介護事業所等を運営若しくは開設する法人又は個人事業者とする。

(対象経費)

第3条 補助対象経費は、次の各号に掲げる経費とし、介護報酬又は他の国庫補助金等で措置されているものを除く。

- (1) 介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用
- (2) 介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用
- (3) 介護施設等における食事の提供に必要な食材料費及び食事の準備を外注した場合の委託費

2 補助対象期間は、令和7年12月19日から令和8年8月31日までとし、この間に、納品及び支払いを行った補助対象経費について補助を行う。

(交付額の算定方法)

第4条 介護事業所等又は介護施設等に対する補助額は、事業所又は施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を上限とし、予算の範囲内で知事が定める額を補助額とする。この場合において、基準単価は、令和7年12月22日老発1222第2号厚生労働省老健局長通知の別紙1「令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」及び別紙2「令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱」別添1及び別添2に定めるところによる。ただし、千円未満の端数が生じる場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

2 基準単価を超えない範囲で、一の事業所又は施設に第3条第1号及び第2号に掲げる経費の両方を交付できるものとする。

3 補助は、一の事業所又は施設当たり1回までとする。

(補助金交付申請書等)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（別紙様式1-1）
- (2) 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書（事業所・施設単位）（別紙様式1-2）
- (3) その他知事が必要と定める書類

- 3 規則第3条の知事が定める期日は、知事が別に定める。
- 4 第1項の申請書を提出する者が、消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者である場合（簡易課税事業者である場合を除く。）には、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を申請額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、第15条の2に規定する事項、規則第17条に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- （1）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （2）協議又は不正の手段により補助金を受けた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（軽微な変更）

第7条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助対象経費の区分相互間における20パーセント以内の金額の変更とする。

- 2 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、交付金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

（変更の承認の申請）

第8条 規則第5条第1項第2号の規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - （1）理由書
 - （2）事業所・施設別申請額一覧（別紙様式1-1）
 - （3）介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書（事業所・施設単位）（別紙様式1-2）
 - （4）その他変更承認申請に当たって必要と認められる書類

（補助事業の中止等の申請）

第9条 規則第5条第1項第3号の規定による知事の承認を受けようとする者は、様式第3号による申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - （1）理由書
 - （2）その他中止等の承認申請に当たって必要と認められる書類

（実績報告書等）

第10条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号による。

- 2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - （1）事業所・施設別精算額一覧（別紙様式4-1）
 - （2）介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実績報告書（事業所・施設単位）（別紙様式4-2）

- 3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日（交付決定の日以前に補助事業が完了している場合は交付決定の日）若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の8月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。
- 4 第5条第4項ただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、実績報告の提出前に当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続を行わなければならない。
- 5 第5条第4項ただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合においては、様式第5号により当該金額を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告しなければならない。
- 6 前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが適当であると認めるときは、補助事業者に対して、当該消費税相当額の全額または一部に相当する補助金の返還を命じるものとする。

（補助金の請求）

第11条 規則第12条の規定による通知を受けた市町村以外の補助事業者は、補助金請求書（様式第6号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）

第12条 知事は、市町村である補助事業者に対しては規則第12条の規定による補助金の額の確定通知をした後に、市町村以外の補助事業者に対しては前条の補助金請求書を受領した後に、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）

第13条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金調書等）

第14条 規則第16条の補助金調書は、様式第7号による。

2 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は第15条2項に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（財産処分の制限）

第15条 規則第17条第2号及び第3号の知事が定める財産は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上のものとする。

2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則
この要綱は、令和8年3月2日から施行する。

附 則
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業
事業所・施設の種別

区分	介護事業所等に対するサービス継続支援事業	介護施設等に対するサービス継続支援事業
対象となる施設及び事業所	1 訪問介護事業所	1 介護老人福祉施設
	2 訪問入浴介護事業所	2 介護老人保健施設
	3 訪問看護事業所	3 介護医療院
	4 訪問リハビリテーション事業所	4 地域密着型介護老人福祉施設
	5 通所介護事業所	5 短期入所生活介護事業所
	6 通所リハビリテーション事業所	6 養護老人ホーム
	7 特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）	7 軽費老人ホーム
	8 福祉用具貸与事業所	
	9 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	
	10 夜間対応型訪問介護事業所	
	11 地域密着型通所介護事業所	
	12 認知症対応型通所介護事業所	
	13 小規模多機能型居宅介護事業所	
	14 認知症対応型共同生活介護事業所	
	15 地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）	
	16 看護小規模多機能型居宅介護事業所	
	17 居宅介護支援事業所	
	18 介護老人福祉施設	
	19 介護老人保健施設	
	20 介護医療院	
	21 地域密着型介護老人福祉施設	
	22 短期入所生活介護事業所	
	23 養護老人ホーム	
	24 軽費老人ホーム	

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第 3 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名 : 徳島県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業

2 申請額 : 円

(内訳)

(1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業 円

(2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業 円

3 補助事業完了予定年月日 : 年 月 日

4 関係書類

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（別紙様式 1-1）
- (2) 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書（事業所・施設単位）（別紙様式 1-2）

【担当者】

申請法人住所		
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

(別紙様式1-1)事業所・施設別申請額一覧

No.	事業所・施設名	介護保険 事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる 事業所・施設名	補助所要額(千円)			審査 結果
							介護事業 所等に対 するサー ビス継続 支援事業	介護施設 等に対す るサービ ス継続支 援事業	合計	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

(注)行が不足する場合には、「本申請書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。

(別紙様式1-2)

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書(事業所・施設単位)

施設概要

介護保険事業所番号		事業所名称				
所在地	都道府県名	住所	連絡先	電話番号	担当部署名	
提供サービス(プルダウンから選択)					定員	人
事業区分	<input type="checkbox"/> 介護事業所等に対するサービス継続支援事業		<input type="checkbox"/> 介護施設等に対するサービス継続支援事業			

口座情報

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に使用する口座情報を本事業の振込に使用することに同意する	<input checked="" type="checkbox"/>	介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の申請をしない場合は、左欄の✓を外して下さい。 債権譲渡されている場合は、左欄の✓を外して下さい。 ※債権譲渡されている場合、都道府県に申請して下さい。
介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に使用する口座は債権譲渡されていない	<input checked="" type="checkbox"/>	
銀行口座情報シートに本事業の振込に使用する口座情報を記入	<input checked="" type="checkbox"/>	

申請にあたっての確認事項

見積書等の根拠資料は事業所において適切に保管している。	<input checked="" type="checkbox"/>
支出予定の費用について、重点支援交付金と重複は生じていない。	<input checked="" type="checkbox"/>

支出予定額

1. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

【介護サービスを円滑に継続するための対応】

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等	補助上限額	申請額
			千円	千円
需用費(注)				
役務費(注)				
委託料				
使用料及び賃借料(注)				
備品購入費(注)				
合計				

【災害備蓄等への対応】

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
需用費(注)		
役務費(注)		
委託料		
使用料及び賃借料(注)		
備品購入費(注)		
合計		

2. 介護施設等に対するサービス継続支援事業

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等	補助上限額	申請額
			千円	千円
需用費(注)				
役務費(注)				
委託料				
使用料及び賃借料(注)				
備品購入費(注)				
合計				

(注)申請額は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。

(注)科目は次により区分すること。

需用費:消耗品、光熱水費、燃料、食料品等

役務費:郵便料金、通信料、運搬料等

使用料及び賃借料:レンタル代、有料道路通行料等

備品購入費:比較的長期の使用に耐え保存できる10万円以上の物品

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

補 助 事 業 変 更 承 認 申 請 書

に要する経費の配分の変更
補助事業 の内容の変更 の承認を受けたいので、徳島県介護事業所等及び介護施設
等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添え
て申請します。

- 1 補助事業名 徳島県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業
- 2 補助金の交付指令番号
令和 年 月 日徳島県指令長第 号
- 3 追加（減額）申請額 金 円
- 4 関係書類
 - (1) 理由書
 - (2) 事業所・施設別申請額一覧（別紙様式1-1）
 - (3) 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する
事業実施計画書（事業所・施設単位）（別紙様式1-2）
 - (4) その他変更承認申請に当たって必要と認められる書類

【担当者】

申請法人住所		
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

補助事業中止（廃止）承認申請書

補助事業の中止（廃止）の承認を受けたいので、徳島県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名 徳島県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業
- 2 補助金の交付指令番号
令和 年 月 日徳島県指令長第 号
- 4 関係書類
(1) 理由書
(2) その他中止等の承認申請に当たって必要と認められる書類

【担当者】

申請法人住所		
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

実 績 報 告 書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業名 : 徳島県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業
- 2 補助金の交付の指令番号 :
- 3 交付決定額 : 円
- 4 実績額 : 円
(内訳)
(1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業 円
(2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業 円
- 5 補助事業完了年月日 : 年 月 日
- 6 関係書類
(1) 事業所・施設別精算額一覧（別紙様式4-1）
(2) 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実績報告書（事業所単位）（別紙様式4-2）

【担当者】

報告法人住所		
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

(別紙様式4-1) 事業所・施設別精算額一覧

No.	事業所・施設名	介護保険 事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる 事業所・施設名	交付決定額(千円)			実績額(千円)			差引額(千円)			審査 結果
							介護事業 所等に対 するサー ビス継続 支援事業	介護施設 等に対す るサービ ス継続支 援事業	合計	介護事業 所等に対 するサー ビス継続 支援事業	介護施設 等に対す るサービ ス継続支 援事業	合計	介護事業 所等に対 するサー ビス継続 支援事業	介護施設 等に対す るサービ ス継続支 援事業	合計	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																

(注)行が不足する場合には、「本報告書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。

(別紙様式4-2)

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実績報告書(事業所・施設単位)

施設概要

介護保険事業所番号		事業所名称			
所在地	都道府県名	住所		連絡先	電話番号
提供サービス(プルダウンから選択)					
事業区分	<input type="checkbox"/> 介護事業所等に対するサービス継続支援事業		<input type="checkbox"/> 介護施設等に対するサービス継続支援事業		

口座情報

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に使用する口座情報を本事業の振込に使用することに同意する	<input type="checkbox"/>	介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の申請をしない場合は、左欄の✓を外して下さい。 債権譲渡されている場合は、左欄の✓を外して下さい。 ※債権譲渡されている場合、都道府県に申請して下さい。
介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に使用する口座は債権譲渡されていない	<input type="checkbox"/>	
銀行口座情報シートに本事業の振込に使用する口座情報を記入	<input type="checkbox"/>	

報告にあたっての確認事項

領収書、レシート等の根拠資料は事業所において適切に保管している。	<input checked="" type="checkbox"/>
支出した費用について、重点支援交付金と重複は生じていない。	<input checked="" type="checkbox"/>

支出済額

1. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

交付決定額	実績額	差引額
千円	千円	千円

【介護サービスを円滑に継続するための対応】

科目	支出済額(円)	用途・品目・数量等
需用費(注)		
役務費(注)		
委託料		
使用料及び賃借料(注)		
備品購入費(注)		
合計		

【災害備蓄等への対応】

科目	支出済額(円)	用途・品目・数量等
需用費(注)		
役務費(注)		
委託料		
使用料及び賃借料(注)		
備品購入費(注)		
合計		

2. 介護施設等に対するサービス継続支援事業

交付決定額	実績額	差引額
千円	千円	千円

科目	支出済額(円)	用途・品目・数量等
需用費(注)		
役務費(注)		
委託料		
使用料及び賃借料(注)		
備品購入費(注)		
合計		

(注) 差引額は、交付決定額と精算額を比較して交付決定額が大きい場合(返還が生じる場合)に表示される。

(注) 科目は次により区分すること。

- | | |
|--------------------------|----------------------------------|
| 需用費: 消耗品、光熱水費、燃料、食料品等 | 役務費: 郵便料金、通信料、運搬料等 |
| 使用量及び賃借料: レンタル代、有料道路通行料等 | 備品購入費: 比較的長期の使用に耐え保存できる10万円以上の物品 |

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により交付決定があつた徳島県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業について、徳島県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱第10条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税額

金 _____ 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 _____ 円

- 4 補助金返還相当額

金 _____ 円

- 5 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

介護事業所及び介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金調書

県			市 町 村 名										備 考
			歳 入			歳 出							
歳出予算科目	交付決定額	補助率	科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち補助金 相 当 額	支出済額	うち補助金 相 当 額	翌年度 繰越額	うち補助金 相 当 額	
(款)民生費	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
(項)社会福祉費													
(目)老人福祉費													

- 備考
- 1 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。
 - 2 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
 - 3 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。